部長及び参事官　　捜一発第41号
（交指）
殿　　令和８年３月13日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

解剖時における臓器の採取及び保存に関する遺族説明等について（通達乙）

見出しの件については、「解剖時における臓器の採取及び保存に関する遺族説明等について（通達）」（令和２年４月13日付け捜一発第80号）及び「司法解剖に関する遺族説明について（通達乙）」（令和３年３月31日付け捜一発第55号）に基づき実施しているところであるが、今後も警察が死体を取り扱った際の遺族説明については、引き続き遺族の心情に配意し、適切な対応の推進に万全を期されたい。

なお、本通達の実施をもって上記両通達は廃止する。

記

１　遺族説明の要領

(1)　解剖実施前の説明について

遺族に対し、解剖の意義及び手続等について過不足なく、かつ、分かりやすく説明するとともに、死因を明らかにするために、鑑定人が組織検査等の資料として、遺体から臓器等を採取することがある旨を説明し、理解を得るとともに、別紙の「パンフレット」を配付の上、遺族が解剖の目的及び手続について十分に理解ができるよう、分かりやすく説明すること。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく解剖についても、これに準ずる方法により丁寧な遺族説明に努めること。

(2)　解剖実施後における死因の説明について

解剖後に遺族に対して捜査に支障ない範囲内において、死因を説明すること。

なお、刑事訴訟法第47条において、訴訟に関する書類は、原則として公判の開廷前に公にしてはならないとされていることに鑑みれば、司法解剖の結果を記載した鑑定書、報告書等を遺族に開示することや、その内容を詳細に説明することは相当でないと解されることから、遺族から鑑定書等の開示や死因の詳細な説明を求められる場合は、その旨説明し理解を求めること。

遺族に対しては、死因等の説明に併せ、鑑定人において組織検査等の資料として臓器等を採取したこと、当該臓器等については、鑑定が終了するなど捜査上の理由等による保存の必要がなくなった場合には、鑑定人において、

死者の尊厳に配意した適切な方法により火葬されると承知している旨を説明し、理解を得ること。

なお、臓器の採取については、ブロック状の小片を採取することが通例であるが、例外的に後日の詳細な検査のために臓器の全部を採取し保存することがある。

その場合には、遺族の心情に与える影響が特に大きいことから、鑑定人に対して、その必要性について十分な説明を求めるとともに、必要に応じて遺族説明への協力を求めること。

(3)　臓器等の返還を求められた場合の対応

上記(1)又は(2)の説明の時に、遺族から保存の必要がなくなった後に臓器等を返還するよう求められた場合は、その旨を記録化し、鑑定人に確実に伝えること。

2　報告

臓器の採取・保存等にかかる遺族説明の際、遺族側から臓器返還の意思が示された場合には、速やかに捜査第一課検視官室へ報告すること。

3　大学医学部法医学講座及び鑑定人との緊密な連携について

遺族が鑑定人による死因の説明を求める意思を表示した場合には、捜査第一課検視官室を通じて、大学法医学講座及び鑑定人に対し、遺族から上記要望があったことを伝達した上、遺族に対する説明意思の有無を確認するなど、大学法医学講座及び鑑定人と緊密な連携を図ること。